「学校いじめ防止基本方針」

成田市立公津小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

<いじめに対する基本認識>

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる。誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れ替わることもあり得る。
- ②いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。いじめは許されない、 いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。
- ③個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行ってはならない。 外見的には「けんか」のように見えることでも、その背景にある事情の調査を行い、児童 等の感じる被害性に着目して状況を確認しなければならない。
- **④いじめは見えにくく、大人が気づかないところで行われていることがある。**また、被害児童・加害児童だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」もいじめを助長する存在である。
- ⑤いじめ問題は、学校の在り方や教職員の児童観、指導の在り方が問われる問題である。教職員は、いじめに関して、些細なことも見逃さず、また、その言動等が大きな影響力を持つことを認識して、最新の注意を払って指導に当たらなければならない。
- ⑥いじめ問題に対しては、被害者の立場に立って親身になった指導を行うことが求められる。 児童の悩みを親身になって受け止め、あらゆる機会を捉えて危険信号を鋭敏に感知するよ う努めなければならない。また、他者の生命や安全を脅かす問題行動・非行行為について は、学校組織として毅然とした対応が必要である。
- **⑦いじめは、学校・家庭・地域社会などが一体となって真剣に取り組むべき問題である。**いじめの解決に向けて、関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。

2 基本理念

- 〇いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが 行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 〇いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 〇いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童及びいじめを受けた児童を助けようと した児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住 民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなけれ ばならない。

(1) いじめの禁止

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

(2)方針

いじめをうまない校風を整える

- ○全教職員がいじめに対する認識を共有し、「いじめを許さない」という一貫した強い姿勢を貫く。
- ○児童・教職員のいじめ問題に関する理解を深め、人権感覚を高めるとともに、心の通う温かな人間関係を構築する。

いじめをしない資質を育てる

○児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進するとともに、個々の 知性・意志・道徳性・体力を養う指導の強化を図り、いじめに向かうことのない強い心と 体を培う。

いじめをやめさせる指導を徹底し、被害児童を守る

- ○いじめの早期発見・早期解決に向けて様々な手立てを講じ、組織的に取り組む。
- ○被害児童の心の痛みを第一に考え、問題を見過ごすことなく、徹底して守り抜く。
- ○家庭・地域の実態把握に努め、学校の指導方針に対する理解を求めて協力体制を強化する。
- ○関係機関や各種団体、専門家とも協力して、迅速かつ根本的な問題の解決を図る。重大な 事案に関しては、直ちに教育委員会に報告し、警察に相談・通報する。

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、 その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むととも に、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。

4 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、その対策のための組織を置き、 その名称を**「いじめ防止対策委員会」**とする。

イ 役割

- ①学校基本方針に基づいた年間計画の策定、取り組みの実施
- ②学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口の設置 アンケート調査などの、いじめ早期発見に向けての取り組み
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集・記録・共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった場合の組織的対応 (緊急会議の開催)
- ⑤重大事態の調査

ウ 組織の構成

全職員

(必要に応じてSC、市SSW、外部専門家〔弁護士、医師、警察関係者など〕を加える。)

工 活動内容

- <未然防止に向けた活動>
 - ①学校体制の確認・検討
 - ②年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ③早期発見のための措置、教育相談の取り組みについての検討
 - ④いじめの状況把握及び分析
 - ⑤研修会等の実施
- <問題解決に向けた活動>
 - ①いじめの情報の迅速な共有・事実関係の聴取
 - ②指導や支援体制、対応方針の決定・共通理解
 - ③保護者、関係機関や専門家等との連携
- <学校体制及び取り組み改善に向けた活動>
 - ①取り組みについての評価
 - ②再発防止のために必要な措置の検討

オ 開催回数及び開催日(緊急開催を含む)

「<u>いじめ防止対策委員会</u>(生徒指導委員会)」は、校長が招集し、原則月1回開催する。ただし、状況に応じて随時開催するものとする。

カ その他

- ○毎月の定例会議については、職員会議と併行して実施し、全職員で児童に関する情報の交 換及び指導体制の確認検討を行うとともに、年間計画に則り、上記活動に取り組む。
- ○その他、必要に応じて緊急会議(ケース会議含む)を行う。

(2) いじめ防止につながる発達支援的生徒指導

ア 未然防止に資する取り組み

- ①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
 - ・<u>教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、児童がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。</u>
- ②「いじめを許さない、見過ごさない」校内規律の確立・正義の通る校風の構築
 - ・学校生活を営む上で必要な規律について、全職員が同じベクトルで毅然とした粘り強い指導を行い、学習規律・生活規律の徹底を図る。「公津っ子の一日」を各教室に掲示し、すべての児童がルールを守って学校生活を送ることができるようにする。
 - ・規範の意義を児童に理解させ、人間の強さ・弱さを見つめながら自らをコントロールし、 より良く生きようとする自律心や正義感、公正さを重んじる心を育む。
 - ・「いじめ」に関する指導を計画的・継続的に行い、いじめが心身に及ぼす影響等いじめに 関する児童の理解を深める。

③児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育の推進

- ・豊かな情操を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を培うことが、いじめ防止に 資することを踏まえ、道徳授業はもとより、全教育活動を通した**道徳教育の充実**を図る。 「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」を重点項目として日常的な取り組みを推進す るとともに、児童の道徳的な成長(道徳的心情・実践力)を適切に見取る。
- ・児童を主役とした教育活動を展開し、活動への成就感・達成感を味わわせるとともに、それぞれの将来に対する夢を育み、自己肯定感・有用感を高める。
- ・人権週間を位置づけ、映像資料を活用する等内容や方法を工夫して児童の心を揺さぶり、 人権尊重の精神の涵養を図る。また、命を大切にするキャンペーンを活用した実践的取 り組みを行い、「人の命の重さ」について考えさせる。
- ・日々の活動や学校行事等の中で、**児童個々がその能力を発揮し、活躍できる場**を意図的 に設けるとともに、一人一人の自己実現を援助して、すべての児童に自己存在感を与える。
- ・学習活動においては、それぞれの**考えを交流する活動**を大切にして自他を認め合う心を育 てる。
- ・生徒指導の機能を生かした「わかる授業づくり」や「個に応じた指導」を通して学力を 高め、すべての児童が自信や向学心をもって生活できるようにする。また、主体的に取り 組める学習活動を工夫して、個性の伸長を図る。

④人との関わり方を身につけるための教育活動の位置づけ

- ・様々な場面における人との関わりの中で、相手の心の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけさせるための**意図的な教育活動**を推進する。また、実際の関わりを通して、より豊かな人間関係を築いていくための実践力を身につけさせる。
- ・ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。「困った、助けて」と言える 雰囲気と、「困った」をしっかり受け止めることができる体制を学校に築く。
- ・**異学年交流(杉の子班活動)**を通して、他者と関わる活動を年間教育計画の中に位置づけ、 児童のコミュニケーション能力や問題解決能力を高める。

⑤安心して自分を表現できる居場所づくり・絆づくり

- ・教職員はどの児童に対しても等しく愛情をもって接し、**児童個々の能力に応じた指導支援**を行うとともに、それぞれの**努力の過程や成果を適切に評価**し、その成長を温かく見守って、学校や教室が児童にとって安心して過ごすことのできる場所になるようにする。
- ・様々な児童の**表現活動の場**を設け、すべての児童の思いや願い、地道に努力する前向きな姿勢を認め合う。
- ・**言語活動や言葉遣いについての指導を重視**し、時と場に応じて適切に自分の思いを表現 する自己表現力を高めるとともに、互いの思いを尊重し、考えを伝え合える学校・学級 づくりに努める。
- 児童会活動の活性化を図る。話し合いにより運営を進める中で、個の考えを生かす場を 保障し、自分たちの手で学校をよりよくしていこうとする自主的な態度や自治的な能力 を培う。

- ⑥人と繋がる喜びを味わう体験活動の重視
 - ・各教科等における体験活動の充実を図る。発達段階に応じた社会体験・自然体験・交流 体験等を計画的に実施し、感動や喜びを分かち合い共有させる。
 - ・地域人材の活用や地域行事への参画を通して、自分も地域社会の一員であることを自覚させ、人と関わることの喜びを実感させる。

(7)いじめを法律的な視点から考える未然防止

- ・児童が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産を脅か す犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任が あるという自覚を持つように働きかける。
- ・発達段階に応じて「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」についての 理解を深めるとともに、**法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ**機会をもつ。

イ いじめ防止等の啓発運動

- ・教職員・児童・家庭への「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底を図るとともに、授業 参観や保護者会、各種たよりや学校ホームページ等の広報活動により、いじめ未然防止 のための対策や対応についての啓発を行う。
- ・**家庭教育学級や教育ミニ集会**で人権をテーマに取り上げる等、いじめに関する研修を行う。
- ・必要に応じ、学校と保護者等との**意見交換や連絡協議**の場を設定する。

ウ 配慮を要する児童等の措置

- ・発達障害を含む、障害のある児童等については、個別の教育支援計画等の作成や適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・帰国子女や外国人の児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える 場合も多いことに留意する。
- ・LGBT等に係る児童等については、学校職員等の正しい理解の促進や学校として必要な 対応について周知する。
- ・大規模災害により被災した児童等は、心身への多大な影響や慣れない環境への不安感に対する心のケアを適切に行い、注意を払う。
- ・児童等同士の些細な喧嘩などについても、児童等の感じる被害性に着目して状況の確認を 早い段階で行うこと。

エ その他

・教職員が、児童とともに過ごす機会を積極的に設け、児童がいるところには教職員がいる ようにするとともに、児童の居場所や交友関係、遊びの傾向等の把握に努める。

(3) いじめの早期発見対応 (課題早期発見対応)

ア 定期的な調査と教育相談

- ①教育相談週間
 - ・毎月の最終週を**教育相談週間**と位置づけ、学校生活について振り返るための「**今月の振り返りカード」**の記入を行う。記入内容を担任が確認し、必要な支援や個別面談等を行う。
- ②個別面談
 - ・各学期の最終月に「**学校生活アンケート**」を行い、それを基に全児童を対象としての個別 面談を実施する。解決すべき問題があるときには、随時行う。
- ③生活実熊調査
 - ・各学期に1回「いじめアンケート調査」を実施し、学校や家庭での生活や学習の実態について児童と保護者が一緒に振り返りを行う。
- ④年間欠席日数 1 5 日を超えた児童の実態を把握し、いじめが原因となっている可能性がないか、毎月の調査を行う。
- ※アンケートや振り返りカードは1年間保管し、各学期に生徒指導主任と管理職による点検を行う。

イ 相談体制と相談窓口

児童等及び保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。相談体制を整備するに当たっては、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利、その他の権利が擁護されるよう配慮する。また、校内の職員からの情報共有を密にし、報告・連絡・相談体制を整える。

- ①相談体制の整備
 - ・児童・保護者の相談窓口として、「**教育相談窓口」**及び「体**罰・セクハラ相談窓口」**を おき、それぞれ、校務分掌に位置づける。
 - ・全職員がそれぞれの立場から、全校の児童に教育相談的な関わりを持つ。
- ②相談しやすい環境づくり
 - ・教職員と児童との信頼関係の形成に努めるとともに、日常生活の中での教職員の声かけ 等、日頃から児童や保護者が**気軽に相談できる環境**をつくる。
 - ・教育相談窓口について児童や保護者への周知を図るとともに、手紙などでの相談もでき

◆本人からの訴えには

事実関係や気持ちを傾聴する。

心身の安全を保証する。

◆情報提供者には

勇気ある行動をほめ、認める。

情報提供による新たないじめの発生を防ぐため、相談時間や場所等に十分配慮する。

◆保護者に対しては

日頃から密に連絡を取り、信頼関係を築く。

保護者の気持ちを十分察して接する。一方的な指摘等は避ける。

④相談への対応

- ・児童・保護者から相談を受けた際には、管理職に相談する。必要に応じて、ケース会議、 生徒指導委員会を開き対応する。
- ・相談者のプライバシーの保護を厳格にする。

ウ 教職員の資質向上

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止 等のための対策に関する資質の向上に必要な研修を計画的に行う。

特に、専門家等を講師とし、カウンセリング技量などのスキルや指導力向上をめざした研修や具体的な事例研究等、実践的で実効性のある研修を推進する。

エ インターネットを通して行われるいじめ対策

社会の技術的進歩とともに、いじめも巧みに進歩し、大人の目にはわからないところで深刻化している。インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童等及び保護者に対して必要な啓発活動や指導を行う。

①最新の動向や実態の把握

- ・保護者や教師自身が、携帯電話やインターネットが有しているメディアとしての特性や 各端末の機能・性能に関する**基本的な知識を習得し、理解**しておく。
- ・保護者と連携し、児童が携帯電話やインターネットをどのように利用しているのかといった、その**利用実態の把握**に努める。
- ・SNSやネットゲーム上での誹謗中傷、仲間外しなどに注意して情報を引き出す。

②情報モラル教育の充実とルールの徹底

- ・情報教育の指導計画に基づき、各教科等を通じて、児童の発達段階に応じた「**情報モラル**」に関する指導の充実を図る。児童の実態に応じ、**外部人材の協力**も得ながら、適切な指導を行う。
- ・家庭に対し、情報モラルについて家庭内でしっかりと話し合うことを呼びかけるととも に、**有害情報に関する意識の向上**を図り、**フィルタリングの設定や携帯電話の利用に関 してのルールづくり等**を働きかけていく。
- ・中学校と連携した**携帯電話等の取扱いに関するルール**を策定し、徹底する。

オ 新型コロナウイルス感染拡大防止に係るいじめの防止

マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により 出席を控えているなどの児童への偏見や差別が生じないよう、新型コロナウイルス感染症に 関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う。

○児童のワクチン接種について、一人一人の考えや事情を思いやる行動がとれるようにする。

- ・ワクチン接種をしたかどうか、無理に聞かない。
- ・ワクチン接種をしようとしている人に、接種をやめるように言わない。
- ・ワクチン接種をしていない人に、接種を無理強いしないようにする。
- ・ワクチン接種をしたこと、していないことを理由とした仲間はずれやいじめは絶対にしない。

カ その他

・児童の問題傾向を把握するために、教職員は、日常的な情報交換を心がける

(1)報告連絡体制

いじめの発見・通報を受けた場合には、校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。

- ○校長、教頭、生徒指導主任等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ**対応を指示**したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、**逐次報告を受ける**など、その解決に至るまで適切にフォローする。
- ○いじめの訴え等を学級担任が**一人で抱え込むようなことはあってはならず**、校長への適切な報告等がなされるようにする。
- ○<u>適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるといいう危機意識を教</u>職員間で共有した上で、**組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討**していく。

(2) 事実確認と報告

教職員がいじめの事実またはいじめと思われる事案を把握した場合は、速やかに管理職に報告する。校長は、聞き取りやアンケート調査等の調査を行い、速やかに事実確認を行う。また、犯罪行為、生命に関わる事案など、緊急を要する場合は、直ちに教育委員会に報告する。

- ○**事実確認のための面談**は、場所と時間に注意して慎重に行い、被害者の気持ちを理解することに努めながら、いじめの実態を聴取する。
- ○加害者への働きかけを個別に速やか行う。加害者が複数の場合は、同じ時間内に、全員 と個別に聞き取りを行う。**いじめに到る心理的な背景**に配慮して聴く。
- ○面談者は、5W1Hを丁寧に確認し、**聞き取りシート**に時系列に整理して正確に記録しておく。因果関係の特定を急がず、客観的事実から問題の構造を洞察する資料とする。
- ○できるだけ早い段階から、SCやSSWを交えたケース会議で丁寧な**アセスメント(いじめ の背景にある人間関係、被害児童の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童の抱える課題等)**を行い、アセスメントに基づいて、被害児童への援助方針及び加害児童への指導方針、周囲の児童への働きかけの方針について計画する。
- ○学級で解決した問題は、担任が管理職に報告後、**対応シート**を作成して提出する(担任 →生徒指導主任→教頭→校長)。全校体制で取り組む問題については、教頭が対応シートを作成し、ケース会議を開いて共通理解を図る。全校で取り組むべきかどうかの判断 は、校長が行う。
- ○校長は、調査結果を**教育委員会に報告**する。

(3) いじめ被害者及び保護者への対応

- ○被害児童の立場に立って**訴えを傾聴**するとともに、秘密は守り、当該児童を**守り通す姿 勢**を示すとともに、安心して学校生活を送れるようにするための**具体的な対策**を講じる。
- ○被害児童に保護者への相談の意志の有無を確認した上で、必要に応じて早急に保護者と 連絡を取り、**面談や家庭訪問**をする。保護者に事実関係の報告、今後の学校の対応方針、 支援の具体策を説明し、被害者を絶対に守るという学校の姿勢を示す。

- ○保護者の不安、怒りを真摯に受け止め、教師と保護者の**いじめに対する認識のズレ**により、問題を複雑化しないようにする。被害者家庭との連絡を密にするとともに、学校への要望等を謙虚に受け止め、改善が図れるように努める。
- ○状況に応じ、心理、福祉等に関する**専門的な知識を有する者の協力**を得て、被害児童またはその保護者に対する組織的かつ継続的支援を行う。(不安の解消、自尊感情・自己 肯定感の向上、自己理解・課題克服・自立への支援、人間関係の改善充実)
- ○いじめが解決したと見られる場合でも**十分な注意と必要な指導を継続**し、 学校生活の様子を定期的に保護者に報告する。
- ○保護者の希望に応じ、教育委員会の指示を受け、**学校の指定変更、区域外通学の認可措** 置について配慮する。

(4) いじめ加害者及び保護者への対応

- ○いじめの事実関係、背景、動機等をしっかりと確認し、不満や不安等の訴えを十分に聞くとともに、**事実をきちんと認め**させる。被害者のつらさ、心の傷に気付かせながらねばり強く指導する。
- ○いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることを理解させ、きちんと**謝罪**することができるように導く。
- ○必要があると認めるときは、 一定期間、被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる特別の指導計画による指導を行う。
- ○場合によっては、**出席停止の措置、警察への告発、関係機関との協力**等、毅然とした対応をする。
- ○加害児童の保護者に対しては、その心情(怒り、不安、自責の念等)を受け止め、我が子が起こした問題についての理解が得られるように、いじめの事実を冷静かつ正確に伝え、学校の取組方針を伝える。我が子の責任を十分認識させ、被害者への謝罪をするように促す。保護者としての責任の果たし方について学校も協力して考え、本人の立ち直りを目指す。
- ○いじめを行う理由や欲求不満を取り除くような**継続的な指導**を行うとともに、今まで以上の関りを持つよう努める。状況に応じ、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得る。

(5)観衆・傍観者への指導

- ○いじめは**学級・学校等集団全体の問題**として対応していく。臨時集会等を開くなど、速 やかに適切な指導を行う。
- ○状況聴取の上、他人事ではなく**自分の問題として自覚**させる。いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動について気づかせる。また、いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることの徹底した指導を行うとともに、いじめを周りではやしたてたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめ行為への荷担と同じであることに気づかせる。
- ○いじめの事実を告げることは、つらい思いをしている友達を助けることであり、人間と しての当たり前の行動で、**人権と命を守る立派な行為**であることを認識させ、いじめを 知らせる勇気をもたせる。

- ○情報提供した児童については、情報元を特定され、そのことを攻められたり次のいじめ の対象となったりしないよう、当該児童を**守り通す姿勢**を示す。
- ○ピア・サポート活動や、ソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して、**コミュニケ ーション能力や仲間意識・連帯感が深まるように指導**していく。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

「重大事態」とは、

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 (児童が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると 認めるとき。(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席して いるような場合など)
 - ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大 事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- ○「**生命、心身又は財産に重大な被害」**については、いじめを受ける児童の状況に着目して 判断する。
 - 1) 生命被害…児童の死及び自殺企図や未遂、実行。
 - 2) 身体被害…おおむね30日以上の加療を要すると見込まれる重大な傷害を目安とする。自傷行為を含む。
 - 3) 財産被害…財産に対する(金銭以外の財産である場合は、金銭換算で)おおむね〇〇 万円以上の重大な損害を目安とする。(累計がこの水準に達した場合も含む)
 - 4) 精神被害…医師の診断に基づき、精神性疾患を新たに発症した、または従前からの精神性疾患が一層悪化したと判断される場合。

(2)発生の調査報告

ア 調査組織の招集

○重大事態が認められた場合、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の 防止に資するため、校長は、「いじめ防止対策委員会」を招集し、教育委員会に報告する。 本委員会を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えて**調査組織を設置**する。

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

○当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、**質問紙調査その他の適切な方法**により調査を行う。この際、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集も通して、事実関係を迅速かつ正確に把握する。

くいじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合>

- ・いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等に質問紙調査などを行う。この際、いじめられた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要である。
- くいじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合>
 - 児童等の入院や死亡等、いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。 調査方法については、在籍児童等に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。
- ○重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・ 教職員がどのように対応したかなどの事実関係を網羅的に明確にする。
- ○校長は、その事実及び調査結果を直ちに教育委員会に報告する。

ウ 保護者・地域の人々との連携

- ○いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等その他の必要な情報・調査の進捗状況等及び調査結果を適切に提供し、説明する。
- ○加害者に被害者の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、**保護者にもいじめの事実 を正確に説明し、成長支援という視点を持ちながら加害者を指導**する。加害者の保護者との連携を図ることでいじめ解消と再発防止を目指す(課題)。
- ○<u>「学校運営協議会(コミュニティ・スクール: CS) や「地域学校協働活動」、PTA</u>と協議し、児童が 地域の大人と関わる体験を通じて地域に見守られているという安心感を持てるようにする。
- ○これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童等のプライバシーに配慮するなど、 関係者の**個人情報に十分配慮**する。

(3)調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

○教育委員会による必要な指導及び支援を受け、また、関係機関と適切に連携して対応にあたる。

イ 再発防止

○**児童の人格の成長を旨とする教育的配慮**のもと、再発防止に向けた取り組みを行う。これ らの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で行 う。

ウその他

- ○情報提供に当たっては、初期の段階における断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意し、必要に応じて**再調査**を行う。ただし、調査対象となる児童等への**心理的な負担を考慮**し、適切に役割分担を図って重複した調査が行われないようにする。
- ○児童の人権保持やいじめ被害等の拡大について十分考慮する。特に、**報道関係への対応**については、窓口を決め、特別の注意を払って行う。

○アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまで とし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び重大事態の報告書は、保 存期間を5年とする。

7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

○学校ホームページ及び文書にて「学校いじめ防止基本方針」を公表する。

(2) 学校評価等

○学校は、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われ、いじめの未然防止、早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について、学校評価の評価項目に位置づけ、定期的に評価を得る。(年2回)

(3) 基本方針の見直し

○いじめ問題への取り組みに対する点検・評価に基づき、**年度ごとに本基本方針を見直す**。

(4) その他

○学校は、いじめの事実にしっかりと向き合う。いじめの防止等のための対策を取り扱うに 当たっては事実が隠蔽されてはならない。

> ■平成26年2月28日策定 (赤下線部 令和5年度加筆) 令和7年4月30日 確認